

広島市安佐北区スポーツ施設の指定管理者募集に係る質問に対する回答

No.	資料	項	質 問	回 答
1	応募要領 別紙1	(3)⑥ウ	「設立趣旨、事業内容、役員名簿…概要 がわかるもの」とは、会社パンフレットの 添付でもよいのか。	パンフレットでも可能です。
2	応募要領 別紙1	(3)⑥ウ	「申請者の発行済株式の100%を保有 する…親会社の書類も提出」とは、親会社 についてもア～ウの書類を提出するとい う意味か。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	2(7)ウ	リース物件のリース開始時期	別紙1のとおりです。
4	仕様書	2(7)オ	自動車の取扱いについては、予算化する 必要がないという意味か。	自動車については、協議のうえ、無償で 本市の自動車を貸与しますが、維持管理、 車検その他保険の加入の手続及び経費に ついては、指定管理者が負担します。
5	仕様書	2(8)ア	今年度中に消費税率の引き上げによる 利用料金の改定等の予定の有無、及びある 場合はその金額	令和元年10月1日付けで条例改正に より消費税引き上げに伴い利用料金の上 限額を引き上げる予定です。  なお、金額は事業計画書様式4-6と同 額です。
6	仕様書	2(8)カ(イ)	「令和2年4月1日の時点で購入者が期 限切れにより使用できなかった回数券が ある場合は、その購入代金相当額を払い戻 すこと」とは、払戻し対応や払戻しに係る 費用は、現在の指定管理者、次期の指定管 理者どちらの業務になるのか。	現在の指定管理者の業務及び負担とな りますが、手続上、申出者の不便とならな いよう、現在の指定管理者及び次期の指定 管理者と調整する等協議をお願いします。
7	応募要領	6(2)	回数券・定期券収入についても前納利用 料金として次期の指定管理者に引き継が れるのか。	回数券・定期券については、現在の指定 管理者との協定において、指定期間を超え て発行することはできないため、その収入 についても引継ぎを想定していません。
8	仕様書	5(4)ア	「自主事業は会計を独立させるものと する」とは、指定管理料の減額のために、 自主事業で得る収益を(様式5)の収支計 画書に反映することは可能か。その場合、 自主事業収支計画書を提出すればよいか。	指定管理業務本体の会計と自主事業の 会計は完全に独立するため、指定管理料及 び利用料金収入と並んで自主事業を費目 とし、その収益を前提に収支計画書を作成 することはできません。ただし、決算時に 赤字となった場合には、自主事業の収益を

				含めた自己資本により、それを補填することは可能です。
9	仕様書	7(5)イ	「地域スポーツ振興事業の実施にあたり、各区2名ずつの地域スポーツ振興担当コーディネーターが…常駐する」とは、地域スポーツ振興担当コーディネーターが施設の事務所に常駐するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。 なお、コーディネーターの常駐する事務機については、目的外使用許可の申請が必要となります。
10	仕様書	7(5)イ	地域スポーツ振興担当コーディネーターの活動頻度と時間	週5日勤務の7時間45分です。
11	様式 4-3	—	表下段の「※様式番号欄：(様式4-2ア～ウ)のうち対応している質問項目番号を記入してください。」とは、質問項目番号を様式番号と読み替えればよいか。	お見込みのとおりです。
12	説明会 配付資料 3	①	支出項目の「給与手当」「賃金」とは、給与手当が職員給与で、賃金がアルバイト・パート人件費という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
13	説明会 配付資料 3	①	光熱水費(電気・ガス・水道)の過去3年間の実績と内訳	別紙2のとおりです。
14	説明会 配付資料 3	①	委託料の過去3年間の実績と内訳	別紙3のとおりです。
15	説明会 配付資料 6	①	収益事業等とはどのような事業か。	売店・自動販売機による物販事業等を意味します。
16	説明会 配付資料 6	①	自主事業収支内訳(スポーツ教室事業・イベント開催事業・自動販売機・売店など)	別紙4のとおりです。
17	説明会 配付資料 6	②	記載されている金額は4月～9月の半期分であることから、年間の予定価格は表示金額の2倍という理解でよいか。	お見込みのとおりです。ただし、10月分以降については、消費税引上げ分が加味されます。
18	説明会 配付資料 6	③	目的外使用許可に係る光熱水費の実費徴収額は、現在の指定管理者が支払った光熱水費を自動販売機のベンダー等から徴収した費用であり、指定管理者の収入となるという理解でよいか。	指定管理者とベンダーとの契約については、本市が関わらないため、光熱水費の取扱いについては両方で決定します。 自主事業に係る光熱水費については、本市から指定管理者に実費相当額を請求します。

19	説明会 配付資料 6	③	自動販売機の電力使用量は、副メーターによる管理をしているという理解でよい か。個別メーターがある場合はその所有者 を教えてほしい。	電力使用量は個別メーターにより管理 しており、ベンダーが所有しています。
20	説明会 配付資料 6	③	自動販売機以外で目的外使用許可に係 る光熱水費が発生しているものはあるか。	臨時売店を設置する場合には実費分発 生します。
21	—	—	親会社からの業務移管中であり、従業員 がすべて親会社からの出向者である場合、 障害者雇用率や市内在住者の割合、団体概 要等の従業員数についても親会社の人数 を記載してよいか。	障害者雇用状況に関する書類について は、親会社に関する内容では現状に沿った 書類の提出とならず、また法令に基づき提 出された障害者雇用状況報告書を基礎と するため、業務移管後の会社（子会社）に 関して独自に作成して提出することもで きません。したがって、加点減点対象とな りません。  市内在住者の割合及び団体概要等の従 業員数については、業務移管後に予定され る従業員（現在の子会社の従業員）を基礎 に提出してください。
22	—	—	光熱水費・燃料費、再生可能エネルギー 発電促進賦課金が著しく高騰した場合、市 から指定管理料の補填等はあるのか。	原則としてありません。
23	様式17	—	指定管理実績調書に記載する管理施設 については、指定単位（例：南区スポーツ 施設＝南区スポーツセンター、宇品体育 館、東雲屋内プール、出島屋内プール）で 記載するのか、単一施設（南区スポーツセ ンター）で記載するのか。	指定単位ではなく、1施設について記載 してください。